



目的

食品流通段階における食品ロス発生の一要因となっている納品期限や販売期限などの商慣習を見直すため、事業者、消費者行政が連携し、フードチェーン全体での解決を目指す。



事業者の取組み

1 納品期限の緩和

- ・まずは「飲料及び賞味期間180日以上菓子」の納品期限を緩和する。
- ・取引先等関係事業者へ普及する。
- ・国の検証結果を踏まえて、対象品目の拡大を検討する。

2 販売期限の延長

- ・小売業者は、商品の販売期限を賞味期限の範囲内で延長し、極力賞味期限ギリギリまで販売する。
- ・期限間近の商品は値引きし、消費者へ購入を促す。

3 賞味期限の年月表示化、賞味期限延長

- ・製造業者は、賞味期間が3ヶ月以上の商品の年月表示化に取り組む。
- ・気密性、遮光性の高い包装資材の開発等による、賞味期限の延長に取り組む。

4 発注精度の向上、適正な在庫管理

- ・卸売業者、小売業者は自動発注や在庫管理のシステム導入、マニュアル作成等による発注精度の向上や適正な在庫管理に取り組む。

5 情報の共有、情報の発信

- ・製造、卸売、小売間で販売計画や定番カット情報を共有し、計画的な製造・発注に取り組む。
- ・製造業者は賞味期限設定方法等の情報を発信する。

6 その他

- ・返品削減、日付逆転の許容等



消費者の取組み【目指す県民像】

1 過剰な鮮度志向の改善

- ・より新しいものを求めすぎない。
- ・商慣習の見直しに向けた事業者の取組みを理解し、事業者が取り組みやすい環境をつくる。



2 期限間近商品の優先的な購入

- ・商品は手前から順番に購入する。
- ・すぐに食べるものは見切り品を活用する。

3 消費期限と賞味期限の違いの理解

- ・消費期限は「安全に食べられる期限」なので、期限内に食べきる。
- ・賞味期限は「おいしく食べられる目安」なので、期限を過ぎた場合は、においや色を確認して、食べられるか判断する。



4 欠品への許容

- ・ある程度の欠品は仕方ないと考える。
- 【欠品をしないためには必要数より多めに作る必要があり、それが食品ロスにつながる】

3つの主体が協働で、県民総参加の運動として展開

《事業者のメリット》

1. 納品期限切れ・販売期限切れによる廃棄の削減
2. 廃棄や商品管理に係る労務の縮小による作業効率の向上
3. 食品ロス削減に配慮した取組みを実践している企業としてのイメージアップ

《課題》

1. 取引事業者との調整
2. 必要なシステムの改修
3. 従業員研修 等



行政の取組み【県民総参加運動の仕掛けづくり】

1 積極的な広報・普及啓発

- ・消費者の過剰な鮮度志向や商慣習に起因して食品ロスが発生している現状について情報を発信する。
- ・消費者行動の改善(期限の近い商品から購入、欠品の許容 等)のための意識啓発に取り組む。
- ・商慣習の見直しに取り組んでいる事業者やその取組みを県内に発信し機運を醸成する。
- ・商慣習見直しを県内全体に広げるため、未実施事業者へ取組みを働きかける。
- ・富山県の取組みを全国に発信するとともに、国へ取組みの加速化を働きかけ、全国的な商慣習見直しを目指す。

《消費者のメリット》

1. 事業者の廃棄コスト削減効果の波及
2. 計画的な購入により家庭での食品ロスの減少が期待できる
3. 持続可能な社会の実現に貢献
4. 県民の協働の取組み機会の創出

食品ロス削減のための商慣習見直し等に関する共同宣言(案)

富山県では、豊かで美しい自然環境を守り育て、県民の大切な財産として次の世代に引き継ぐため、県民、事業者、関係団体、行政が連携して、全国に先駆けた県内全域でのレジ袋無料配布の廃止や、「とやまエコ・ストア制度」の創設、法制度のモデルとなった富山型使用済小型家電リサイクルの実施など、県民総参加による幅広い取組みを実施してきました。また、平成28年に本県で開催された「G7富山環境大臣会合」で「富山物質循環フレームワーク」が採択され、「G7伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれたことを受け、平成29年に「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を設置し、県をあげて食品ロス等の削減に向けた運動に取り組んでいるところです。

本県では、食品廃棄物は年間約17万トン、食品廃棄物のうち、食品ロスは約4.3万トンで、その約4割は事業者から排出されており、食品流通段階でのいわゆる「1/3ルール」などの商慣習は食品ロス発生の大きな要因とされています。こうした商慣習は、個々の取組みでは解決が難しく、食品関連事業者、消費者、行政が互いに連携し、消費者の理解のもと、フードチェーン全体で解決していくことが必要です。このため、富山県では、事業者、消費者、行政それぞれが次の役割を果たし、全国に先駆けて商慣習の見直しに取り組めます。

- 1 事業者は、納品期限や販売期限に関する、いわゆる「1/3ルール」の見直し、賞味期限の延長や年月表示化等それぞれの実情に応じた取組みを行い、食品流通段階での食品ロスの発生を防ぎます。特に、「1/3ルール」については、まず「飲料および賞味期間180日以上菓子」について納品期限を1/2に見直す方向で取組みを進め、今後、対象品目の拡大や取組み事業者の増加に努めます。
- 2 消費者は、事業者の取組みを理解し、すぐに食べる食品は期限の近いものから購入すること、賞味期限と消費期限の違いを認識すること、店舗でのある程度の欠品を許容することなど、過剰な鮮度志向の改善や食品ロスを防止する効果的な買い物の実践に努めます。
- 3 行政は、事業者の商慣習見直しや消費者の取組みの促進について、積極的に普及啓発を行い、参画いただく事業者の拡大や県民の機運の醸成に努めます。

また、これらの取組みとともに、やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用などを進め、引き続き、事業者、消費者、行政が連携し、その削減に努力していきます。

富山県では、県民が一丸となって商慣習の見直しに取り組む、食品ロス・食品廃棄物削減運動のフロントランナーとして、こうした取組みを全国に発信し、我が国全体の食品ロス・食品廃棄物の削減につなげていくことをここに決意し、宣言します。

平成31年3月29日

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議
 会長 石井 隆一
 食品ロス削減のための商慣習検討専門部会
 座長 牛久保 明 邦



商慣習見直し宣言事業者 募集中!

食品流通段階における納品期限や販売期限に関する1/3ルール等の商慣習は、食品ロス発生の一つの要因となっています。このため、富山県では、商慣習の見直し（納品期限の緩和、販売期限の延長など）に取り組む食品関連事業者を募集しています。

1事業者のメニュー

- 県のHP等で事業者の取組みを紹介します。
- 納品期限切れ・販売期限切れによる廃棄の削減が期待されます。
- 食品ロス削減に配慮した販売を実践している企業としてのイメージアップにつながります。
- 廃棄や商品管理に係る労務の縮小による作業効率の向上が期待されます。

対象事業者

富山県内の食品関連事業者
(製造、卸売、小売)

たくさんのご応募
お待ちしております



募集期間

通年で募集
【第1回登録締切 平成31年6月 日()】

登録要件

商慣習見直しに寄与する取組みを1項目以上実施する事業者及び今後実施予定の事業者

「商慣習見直し宣言事業者」登録申込書

1 基本情報

☆事業所名(屋号)			代表者		
住所	〒		電話	()	
連絡先	担当者名				
	電話			FAX	
	電子メール			@	
☆事業所ホームページ	http:// https://				
★事業区分	製造	<input type="checkbox"/> 食品製造業			
	卸売 小売	<input type="checkbox"/> 食品卸	<input type="checkbox"/> スーパーマーケット	<input type="checkbox"/> 百貨店	<input type="checkbox"/> 野菜・果物 <input type="checkbox"/> 食肉・鮮魚 <input type="checkbox"/> 菓子・パン <input type="checkbox"/> 直売所・道の駅 <input type="checkbox"/> その他食料品小売店()

注1 個人事業者は☆事業所(屋号)に個人名をご記入ください。
 注2 ☆印の内容は、ホームページに掲載させていただきます。
 ☆印の内容について掲載を希望されない場合は右欄に×をつけてください。空欄の場合は情報を掲載させていただきます。
 注3 本社等で一括申請される場合は、店舗名、所在地等がわかる資料を添付してください。

掲載
不可

2 取組内容

製造業	<input type="checkbox"/> 賞味期限の延長(包装資材の開発等)	<input type="checkbox"/> 賞味期限の年日表示化	<input type="checkbox"/> その他()
卸売業 小売業	☆緩和している品目に○をつけてください。		
		納品期限	販売期限
	①飲料		
	②菓子(賞味期限180日以上)		
	③菓子(賞味期限180日未満)		
	④一般食品(麺類、レトルト、スープ、調味料など)		
	⑤その他()		
	⑥洋日配(牛乳、乳製品、デザート等)		
	⑦和日配(練物、水物、麺類、漬物等)		
⑧パン・和菓子(食パン、菓子パン、和菓子等)			
⑨その他()			

注 取組内容について、別途お問い合わせいただく場合があります。

申込方法

申込書にご記入いただき、
①郵送 ②FAX ③Eメール ④持参
のいずれかの方法で下記申込先へご提出
ください。

申込先

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議事務局
〒930-0004 富山市桜橋通り5-13富山興銀ビル(富山県農産食品課内)
TEL: 076-444-3282
FAX: 076-444-4410
E-mail: anousanshokuhin@pref.toyama.lg.jp

